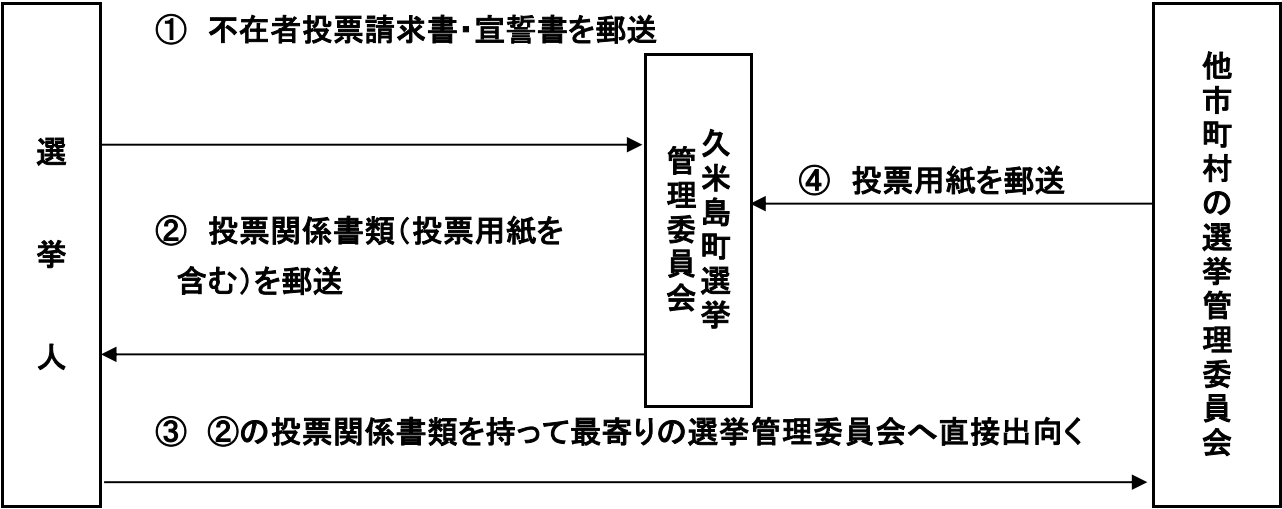


島外で投票される有権者の皆様へ(滞在地での不在者投票)

長期の出張や旅行等で、期日前投票期間も含めて他市町村に滞在する予定の方は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で不在者投票を行うことができます。

※ この方法は郵送等の手続きに時間がかかりますので、早めに手続きをして下さい。

～不在者投票の流れ～



不在者投票期間：令和8年8月28日(金)～令和8年9月11日(金)

午前8時30分から午後5時まで

※ 不在者投票の請求は随時行えますが、投票用紙・投票用封筒等の交付(郵送)は、告示日の2日前(※8月25日)からの交付(郵送)となります。

注意 自宅等で同封の封筒を開封したり、投票用紙に記入をすると、投票が無効になります。必ず、滞在先の市町村選挙管理委員会立ち合いのもと、投票手続きを行ってください。

問い合わせ先：久米島町選挙管理委員会(久米島町役場総務課内)
郵送先：〒901-3193
沖縄県島尻郡久米島町字比嘉2870番地
電話 098-985-7121(代表)